

みなと子育て応援キャラクター

みなとん

デザインガイドライン



「みなとん」を愛らしく使っていただくための大切なガイドラインです。きまりを守り、みなさんで楽しく「みなとん」をご活用ください。

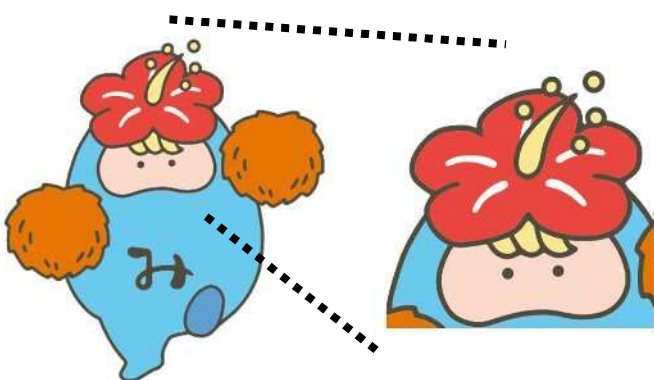
みなと子育て応援キャラクター「みなとん」の使用について

- 1 みなと子育て応援キャラクター「みなとん」使用規程を読み、使用条件を満たしているか確認してください。
- 2 様式は、名古屋市公式ウェブサイト港区ホームページ中「ママパパのページ」からダウンロードしてください。
(港区のホームページ)

<https://www.city.nagoya.jp/minato/category/130-13-1-1-0-0-0-0-0-0.html>

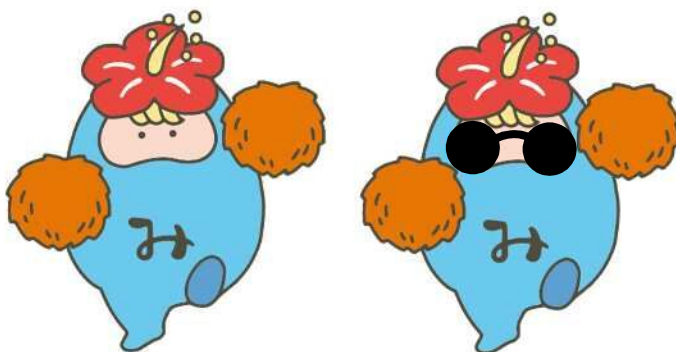
- 3 キャラクターのデザインデータについてもホームページからダウンロードをお願いします。
- 4 イメージの一部のみを使用したり、改変やアレンジもしくは他の図形や文字と重ねて使用したりすることはできません。また、イメージを拡大縮小する場合は、縦横の比率を変えないようにしてください。

(一部のみを使用)



使用できません！

(改変・アレンジ)



使用できません！

(図形や文字と重ねての表示)



使用できません！

(縦横の比率の変更)



使用できません！

- 5 イメージの表示色を変更することはできません。
カラー、モノクロのいずれかを、そのまま使用してください。
- 6 キャラクターを使用する際は、「みなと子育て応援キャラクター
みなとん」の表記による名称を併記してください。
- 7 提出書類については、電子メール、FAX、郵送、持参のいずれ
かの方法につて名古屋市港区役所民生子ども課まで提出してくだ
さい。
なお、書類上、押印をお願いしているものについては、郵送もし
くは持参にてご提出ください。
その他、使用に関してご不明な点などありましたら、下記までお
問合せください。

<提出先・お問合せ先>

名古屋市港区役所民生子ども課

〒455-8520 名古屋市港区港明一丁目 12 番 20 号

TEL 052-654-9711 FAX 052-651-1190

E-mail a6549701@minato.city.nagoya.lg.jp

最小使用サイズ

キャラクターを小さいサイズで使用する場合、つぶれなどが生じイメージを損なうことがあります。このため、再生上の限界から再生使用サイズが定められています。図示のサイズはキャラクターを印刷物に使用する場合の最小のサイズの規定値です。これ以下のサイズでは、原則、使用しないでください。

※ ただし、印刷技術や使用する用紙などにより、下記のサイズ未満でも鮮明に表示され、イメージを損なうことがない場合は、例外的に使用を認めることがあります。（この場合、必ず事前にイメージデータを管理者に提出し確認を受けてください。）



キャラクターと吹き出しの併用

キャラクターと吹き出しを併用する場合、吹き出しとキャラクターが重なることの無いよう注意してください。また、吹き出し内に入れる事柄については、特定の個人及び法人等の売名や営利を目的とした表現にならないよう、十分注意をお願いします。

プロフィールに紹介されている以外の事柄で、みなとんのキャラクターを特徴付けるような表現は控えてください。

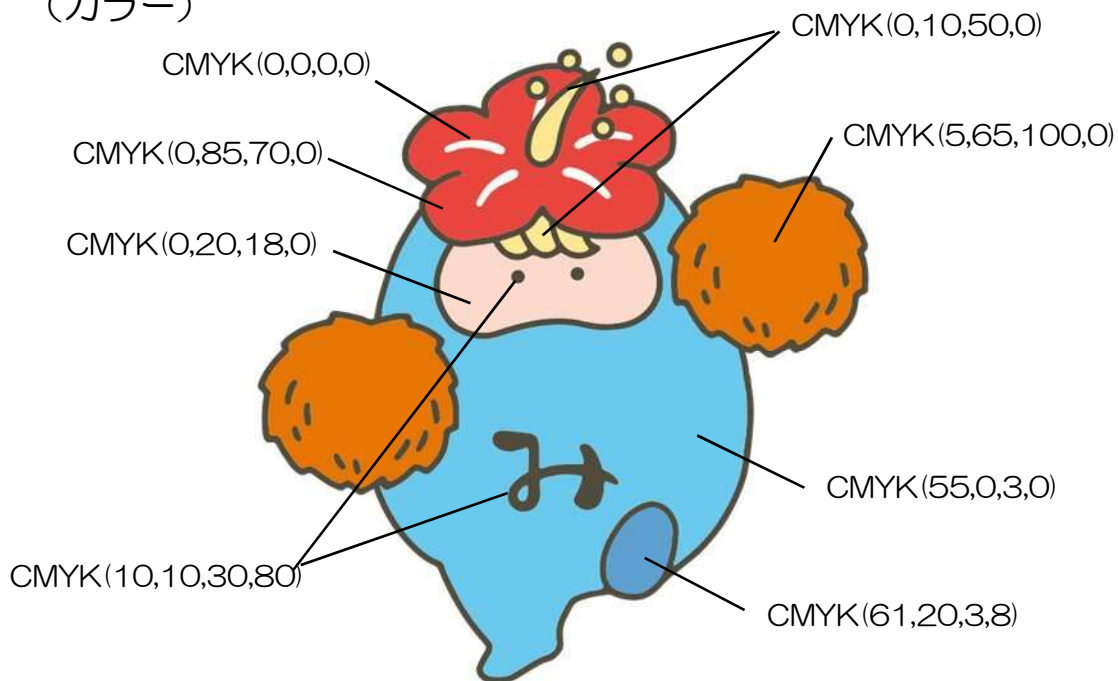
【使用してはいけない例】

〇〇屋をよろしく！
△△スーパー開店●周年！大売出し！
〇〇店のお菓子は、みなとんも、大好物！
など



キャラクターの使用にあたっては、必ず下記のカラー指定に従ってください。

(カラー)



(モノクロ)

